

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第62条」に、「第55条－第58条」を「第63条－第66条」に、「第59条・第60条」を「第67条・第68条」に改める。

第10条第1項中「平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる職及び同条」を「平成24年大阪市条例第12号）第1条」に改める。

第30条第1項中「第55条」を「第63条」に改める。

第34条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 懲戒処分を受けた日から10年以内に懲戒処分を受けるべき行為をした場合であって、その職に必要な適格性を欠くと明らかに認められるとき

第36条第1項中「第2号」を「第2号及び第5号」に改める。

第40条第1項中「(スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で、市長が指定する疾患による場合にあつては、3年。以下この項において同じ。)」を削る。

第41条中「、職員の給与に関する条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員、同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)及び同号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける職員並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員」を削る。

第47条第1項第1号中「本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、本市が職員の派遣等を行っている法人その他の法人であつて、市長が定めるもの」を「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第 号）第2条第1項に規定する外郭団体」に改め、同項第4号中「法人」を「法人であつて、当該財政的援助がなければその運営に多大な影響を及ぼすものとして市規則で定めるもの」に改める。

第49条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者、職員及び職員であった者は、前項の調査が適切に行われるよう協力しなければならない。

第60条を第68条とし、第54条から第59条までを8条ずつ繰り下げる。

第53条中「第50条第2項」を「第51条第2項」に、「第51条第1項」を「第52条第1項」に改め、同条を第54条とし、同条の次に次の7条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第55条 何人も、第50条の規定による通報をしたこと又は第49条第2項、第51条第2項若しくは第52条第1項の調査に協力したことを理由として、第50条の規定による通報をした者（以下「通報者」という。）又は第49条第2項、第51条第2項若しくは第52条第1項の調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益取扱いに係る申出等)

第56条 任命権者は、通報者又は調査協力者から、第50条の規定による通報をしたこと又は第49条第2項、第51条第2項若しくは第52条第1項の調査に協力したことを理由として、任命権者、職員又は職員であった者から不利益な取扱いをされた旨の申出（市規則で定めるところにより、書面その他市規則で定める方法により具体的な事実を摘示してされたものに限る。）を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。この場合において、任命権者は、当該申出について調査その他の措置をとらないこととするときは、併せて、人事監察委員会の意見を聴かななければならない。

2 人事監察委員会は、前項の規定による報告を受けた場合又は自ら同項に規定する申出を受けた場合において、調査その他の措置をとる必要があると認めるときは、直ちに、当該報告又は申出に係る任命権者に調査を求めなければならない。ただし、人事監察委員会において当該報告又は申出に係る調査を行うこととするときは、こ

の限りでない。

3 人事監察委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前項ただし書の調査をさせることができる。

4 第52条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の調査について準用する。

5 人事監察委員会は、第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る申出の内容について調査その他の措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該報告をした任命権者に通知しなければならない。

(不利益取扱いに係る申出に係る事実の調査)

第57条 任命権者は、人事監察委員会から前条第2項の規定による求めがあったときは、直ちに、調査を行わなければならない。

2 第49条第3項の規定は、前項の規定による調査について準用する。

(不利益回復措置等)

第58条 任命権者は、前条第1項の規定による調査の結果、任命権者、職員又は職員であった者による不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、通報者又は調査協力者が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員又は職員であった者に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、任命権者は、速やかに、調査の結果及び措置の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。

3 任命権者は、前条第1項の規定による調査の結果、任命権者、職員又は職員であった者による不利益な取扱いがないと認めたときは、速やかに、その旨及び調査の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。

(人事監察委員会による勧告)

第59条 人事監察委員会は、第56条第2項ただし書の調査の結果、通報者又は調査協力者に対する不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、任命権者に対し、前条第1項の規定による措置をとるよう勧告しなければならない。

2 人事監察委員会は、前条第2項又は第3項の規定による報告を受けた場合におい

て、当該報告に係る調査又は措置の内容が不十分であると認めるときは、任命権者に対し、再調査その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定による勧告を受けたときは、直ちに、当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、その内容を人事監察委員会に報告しなければならない。
- 4 市長は、任命権者が正当な理由なく第1項又は第2項の規定による勧告に従わないときは、人事監察委員会の申出に基づき、その旨を公表するものとする。
- 5 人事監察委員会は、第1項又は第2項の規定による勧告を行った場合において、当該勧告に係る不利益な取扱いに類似する取扱いの是正又は当該取扱いの発生（再発を含む。）の防止のために当該勧告の内容を公表する必要があると認めるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
- 6 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、当該勧告に係る不利益な取扱いに係る第56条第1項に規定する申出の関係者の正当な権利利益を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

（不利益取扱いをされた旨の申出をした通報者又は調査協力者への情報提供等）

第60条 任命権者又は人事監察委員会は、第56条第1項に規定する申出を行った者から、当該申出に係る調査その他の措置の進捗状況について、市規則で定めるところにより情報の提供の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

- 2 前項の規定による場合のほか、任命権者又は人事監察委員会は、第56条第1項に規定する申出について調査その他の措置をとったとき又はとらないこととしたときは、遅滞なく、その旨及び措置の内容を当該申出をした者に通知しなければならない。ただし、当該申出をした者が通知を希望しないときは、この限りでない。

（不利益取扱いの申出に係る情報の取扱い）

第61条 第56条第1項に規定する申出の内容に関する情報は、当該申出に係る事件の処理が終了するまでは、公開してはならない。ただし、人の生命、身体、健康、生

活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、第56条第4項において準用する第52条第4項並びに第59条第4項及び第6項の規定によりこれらの規定に規定する情報が公表される又は公表された場合には、当該情報に関しては適用しない。

3 通報者又は調査協力者の氏名その他の当該通報者又は調査協力者を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、当該通報者又は調査協力者を識別することができることとなる情報を含み、当該通報者又は調査協力者が職員である場合における当該職員の職務の遂行に関する情報を除く。）は、前2項の規定にかかわらず、当該通報者又は調査協力者の同意がなければ、公開してはならない。

第52条第1項中「第50条第2項」を「第51条第2項」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条を第53条とする。

第51条第1項中「報告」を「報告又は第50条の規定による通報」に改め、同条第3項中「任命権者」を「任命権者、職員及び職員であった者」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、任命権者が正当な理由なく第1項の調査に協力しないときは、人事監察委員会の申出に基づき、その旨を公表するものとする。

第51条を第52条とする。

第50条第1項中「前条第1項」を「第49条第1項」に、「報告」を「報告又は前条の規定による通報」に改め、同条第3項中「前条第3項及び第4項」を「第49条第3項から第5項まで」に改め、同条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。

（違反行為に係る通報）

第50条 何人も、職員又は職員であった者が違反行為をし、又はした疑いがある旨を人事監察委員会に通報することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市職員基本条例第40条第1項及び第41条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職について適用し、同日前に開始した同号に掲げる事由による休職については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

分限処分に関する手続、難病による病気休職の期間及び再就職禁止団体の範囲等を改め、外郭団体等への再就職の禁止等に違反する行為に係る通報に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

目 次

前 文

第1章－第10章 省 略

第11章 退職管理（第46条－第54条）
第62条

第12章 大阪市人事監察委員会（第55条－第58条）
第63条 第66条

第13章 雑則（第59条・第60条）
第67条 第68条

附 則

（公募による管理職の任用等）

第10条 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる職及び同条に掲げる組織の長の職、区長、大阪市事務分掌条例（昭和22年大阪市条例第32号）第1条に掲げる職及び同条に掲げる組織の長の職、会計管理者、交通局長、水道局長及び病院局長、選挙管理委員会の書記長並びに監査委員及び人事委員会の事務局の長の職、市会事務局の長の職並びに高度な専門性を要する職として任命権者が指定する職への任用は、広く公募により行うものとする。

2－6 省 略

（懲戒の手續）

第30条 任命権者は、懲戒処分を行うか否かの決定及びその量定の決定に当たっては、第55条の
第63条

規定による大阪市人事監察委員会（以下「人事監察委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2－5 省 略

（降任又は免職の事由及び基準）

第34条 省 略

2 省 略

3 法第28条第1項第3号に該当する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)－(4) 省 略

(5) 懲戒処分を受けた日から10年以内に懲戒処分を受けるべき行為をした場合であって、その職に必要な適格性を欠くと明らかに認められるとき

(5) 省 略
(6)

4 省 略

(任命権者が講じる措置)

第36条 任命権者は、第34条第1項各号又は同条第3項各号（第2号及び第5号を除く。）に該当する職員（以下「対象職員」という。）の勤務実績の記録、上司の指導又は注意の状況の記録その他の対象職員の勤務に係る記録の収集を行うものとする。

2-5 省 略

(休職の効果)

第40条 法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職の期間は、引き続き2年（スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で、市長が指定する疾患による場合にあつては、3年。以下この項において同じ。）を超えない範囲内において、任命権者が定める。ただし、任命権者は、休職の期間が2年を経過した場合において、特別の事由があると認めるときは、1年を超えない範囲内において、休職の期間を延長することができる。

2-5 省 略

(休職の効果の特例)

第41条 前条の規定にかかわらず、教職員のうち、第3条第2項の規定の適用を受ける職員、職員の給与に関する条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員、同項第4号イに掲げる医療職給料表(2)及び同号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける職員並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の休職の効果については、大阪府教育委員会所管の学校の職員の例による。

(外郭団体等への再就職の禁止)

第47条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者（以下この条において「職員等」という。）は、離職後、次に掲げる法人その他の団体に就職することができない。

(1) 外郭団体（本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、本市が大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例

職員の派遣等を行っている法人その他の法人であつて、市長が定めるものをいう。以下同じ。）第 号）第2条第1項に規定する外郭団体

(2)-(3) 省 略

(4) 本市が負担金、補助金、交付金その他の財政的援助をしている法人であって、当該財政的援助がなければその運営に多大な影響を及ぼすものとして市規則で定めるもの

2-5 省 略

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告等)

第49条 省 略

2 省 略

3 任命権者、職員及び職員であった者は、前項の調査が適切に行われるよう協力しなければならない。

3 人事監察委員会は、任命権者が行う前項 の調査の経過について、報告を求め、又は意見を
4 第2項

述べることができる。

4 省 略
5

(違反行為に係る通報)

第50条 何人も、職員又は職員であった者が違反行為をし、又はした疑いがある旨を人事監察委員会に通報することができる。

(任命権者に対する調査の要求)

第50条 人事監察委員会は、前条 第1項の規定による報告又は前条の規定による通報を受けた
第51条 第49条

場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認めるときは、任命権者に対し、必要な調査を行うよう求めることができる。

2 省 略

3 前条第3項及び第4項 の規定は、前項の調査について準用する。
第49条第3項から第5項まで

(人事監察委員会による調査)

第51条 人事監察委員会は、第49条第1項の規定による報告又は第50条の規定による通報を受け
第52条

た場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認める場合であって、特に必要があると認めるときは、当該職員若しくは職員であった者、任命権者又は第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体若しくは同条第2項に規定する法人に対し、口頭若しくは文書で質問し、又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

2 省 略

- 3 任命権者、職員及び職員であった者は、第1項の調査が適切に行われるよう協力しなければならない。
- 4 市長は、任命権者が正当な理由なく第1項の調査に協力しないときは、人事監察委員会の申出に基づき、その旨を公表するものとする。

4 省 略 5

(違反行為の公表)

第52条 任命権者は、第49条第2項又は第50条第2項の調査の結果、違反行為があると認めると
第53条 第51条

きは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人その他の団体の名称を公表するものとする。

- 2 任命権者は、前条第4項の規定による通知を受けた場合において、当該調査の結果に反する
第5項

事実がないと認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人その他の団体の名称を公表するものとする。

(人事監察委員会の意見)

第53条 人事監察委員会は、第49条第2項、第50条第2項又は第51条第1項の調査の結果、違反
第54条 第51条 第52条

行為があると認めるときは、市長に対し、職員であった者を採用した法人その他の団体に対する本市の援助、貸付けその他の財政上の措置の全部又は一部の廃止その他適切な措置を講ずるよう、意見を述べることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第55条 何人も、第50条の規定による通報をしたこと又は第49条第2項、第51条第2項若しくは
第52条第1項の調査に協力したことを理由として、第50条の規定による通報をした者（以下「通報者」という。）又は第49条第2項、第51条第2項若しくは第52条第1項の調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益取扱いに係る申出等)

第56条 任命権者は、通報者又は調査協力者から、第50条の規定による通報をしたこと又は第49条第2項、第51条第2項若しくは第52条第1項の調査に協力したことを理由として、任命権者、職員又は職員であった者から不利益な取扱いをされた旨の申出（市規則で定めるところにより、書面その他市規則で定める方法により具体的な事実を摘示してされたものに限る。）を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。この場合にお

いて、任命権者は、当該申出について調査その他の措置をとらないこととするときは、併せて、人事監察委員会の意見を聴かなければならない。

2 人事監察委員会は、前項の規定による報告を受けた場合又は自ら同項に規定する申出を受けた場合において、調査その他の措置をとる必要があると認めるときは、直ちに、当該報告又は申出に係る任命権者に調査を求めなければならない。ただし、人事監察委員会において当該報告又は申出に係る調査を行うこととするときは、この限りでない。

3 人事監察委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前項ただし書の調査をさせることができる。

4 第52条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の調査について準用する。

5 人事監察委員会は、第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る申出の内容について調査その他の措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該報告をした任命権者に通知しなければならない。

(不利益取扱いに係る申出に係る事実の調査)

第57条 任命権者は、人事監察委員会から前条第2項の規定による求めがあったときは、直ちに、調査を行わなければならない。

2 第49条第3項の規定は、前項の規定による調査について準用する。

(不利益回復措置等)

第58条 任命権者は、前条第1項の規定による調査の結果、任命権者、職員又は職員であった者による不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、通報者又は調査協力者が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員又は職員であった者に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、任命権者は、速やかに、調査の結果及び措置の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。

3 任命権者は、前条第1項の規定による調査の結果、任命権者、職員又は職員であった者による不利益な取扱いがないと認めたときは、速やかに、その旨及び調査の内容を人事監察委員会に報告しなければならない。

(人事監察委員会による勧告)

第59条 人事監察委員会は、第56条第2項ただし書の調査の結果、通報者又は調査協力者に対する不利益な取扱いがあると認めるときは、直ちに、任命権者に対し、前条第1項の規定による措置をとるよう勧告しなければならない。

2 人事監察委員会は、前条第2項又は第3項の規定による報告を受けた場合において、当該報

告に係る調査又は措置の内容が不十分であると認めるときは、任命権者に対し、再調査その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 任命権者は、前2項の規定による勧告を受けたときは、直ちに、当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、その内容を人事監察委員会に報告しなければならない。

4 市長は、任命権者が正当な理由なく第1項又は第2項の規定による勧告に従わないときは、人事監察委員会の申出に基づき、その旨を公表するものとする。

5 人事監察委員会は、第1項又は第2項の規定による勧告を行った場合において、当該勧告に係る不利益な取扱いに類似する取扱いの是正又は当該取扱いの発生（再発を含む。）の防止のために当該勧告の内容を公表する必要があると認めるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

6 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る勧告の内容を公表することができる。この場合において、市長は、当該勧告に係る不利益な取扱いに係る第56条第1項に規定する申出の関係者の正当な権利利益を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

（不利益取扱いをされた旨の申出をした通報者又は調査協力者への情報提供等）

第60条 任命権者又は人事監察委員会は、第56条第1項に規定する申出を行った者から、当該申出に係る調査その他の措置の進捗状況について、市規則で定めるところにより情報の提供の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

2 前項の規定による場合のほか、任命権者又は人事監察委員会は、第56条第1項に規定する申出について調査その他の措置をとったとき又はとらないこととしたときは、遅滞なく、その旨及び措置の内容を当該申出をした者に通知しなければならない。ただし、当該申出をした者が通知を希望しないときは、この限りでない。

（不利益取扱いの申出に係る情報の取扱い）

第61条 第56条第1項に規定する申出の内容に関する情報は、当該申出に係る事件の処理が終了するまでは、公開してはならない。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、第56条第4項において準用する第52条第4項並びに第59条第4項及び第6項の規定によりこれらの規定に規定する情報が公表される又は公表された場合には、当該情報に関しては適用しない。

3 通報者又は調査協力者の氏名その他の当該通報者又は調査協力者を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、当該通報者又は調査協力者を識別することができること

となる情報を含み、当該通報者又は調査協力者が職員である場合における当該職員の職務の遂行に関する情報を除く。)は、前2項の規定にかかわらず、当該通報者又は調査協力者の同意がなければ、公開してはならない。

第54条－第60条 省 略
第62条 第68条